

平成30年度 中津川市社会福祉協議会 事業計画

1 一法人運営事業

地域住民の代表者などから組織される理事会および評議員会で、地域福祉の推進のために積極的な協議を行うとともに、基盤強化や職員の資質向上のための企画・立案、会計などの事務を行うことにより、本会のよりよい経営を行います。

1. 社協発展強化計画推進事業

第2期社協発展強化計画（平成29～33年度）2年目として、計画に沿った組織の基盤強化と効率化を図るための取り組みを推進する。

- ①経営計画の策定
中長期的な収入支出状況を分析し、積立金運用や施設整備、事業全体の経営などに関する計画を策定する。
- ②職員の採用計画の策定
職員の年齢分布や定年退職、再雇用、資格取得者の状況などを把握し計画的な職員採用ができるようにする。また、職員のキャリアパス等をふまえ、定期的な人事異動を行い、職員の職務へのモチベーションの向上を図る。
- ③職員採用試験の実施(8月)
職員採用計画をふまえ職員採用試験を早期に行う。
- ④人事考課の実施
各部署・各職員の自己目標管理と実行、評価(評価体制の見直し)
- ⑤職員台帳の整備
職員配置状況や有資格状況、研修記録などの整備を一体的に行う。
- ⑥職員だよりの発行(年4回)
職員間の情報共有と職員の意識向上を図るための機関紙を発行する。

2. 理事会・評議員会の開催

合計 962,000円

理事会・評議員会を定期的で開催し、法人の運営に関する決議および協議を行う。事業の進捗状況報告や積極的な意見交換ができるような会議運営を行う。また、半期ごとに会長及び常務理事による職務執行状況報告を行う。また、役員のみなさんに社協についてよりいっそうの理解を深めていただけるような視察研修などを開催する。

- ①理事会・・・年6回(5・6・8・10・2・3月)
- ②監事による監査・・・年1回(5月)
- ③定時評議員会・臨時評議員会・・・年6回(6・9・11・2・3月)
- ④役員研修会・・・年1回(7月)

3. 中津川市社会福祉大会の開催(福祉功労者の顕彰)

合計 473,000円

第28回中津川市社会福祉大会を開催し、福祉功労者の顕彰と福祉への住民参加促進のための広報啓発を行う。

期日：平成30年11月10日(土)

会場：東美濃ふれあいセンター 歌舞伎ホール

4. 職員連絡会議の開催

社協本所および支所や各事業所の職員間の連絡調整や事業運営および経営に関して協議を行うための会議を開催する。

- ①運営会議（年12回）
事務局長、次長、課長、支所長等により連絡調整や経営について協議を行う。
- ②経営会議（年2回）
事業の進捗状況確認など安定経営のための協議を行う。
- ③支所長面談（年1回）
職員配置などについての協議を行う。
- ④月次監査（年12回）
税理士の指導のもと、会計処理や経営状況についての確認を行い、健全な運営に努める。
- ⑤職員連携会議（年3回）
各補佐による職員間の連携を図るための協議
- ⑥近隣社協担当者会議
東濃圏域社協の担当者会議への出席

5. 職員資質向上研修の開催

合計 3,131,000円

当会独自のキャリアパスを示し、全職員が勤務年数や役職に応じた研修を受けられるようにする。また、本会職員として身につけておくべき、知識や技術などを学ぶ研修や各事業別にスキルアップ研修を行い、職場全体で資質向上を図る。（県社協主催の社協職員研修、社協職員資質向上研修、各種事業担当職員研修などへの参加）

- ①社協職員キャリアパス研修
事務局長職員研修、管理的職員、チームリーダー研修、中堅職員研修、新任職員研修、新任職員コミュニケーション研修他
- ②課題別研修
採用担当者研修、福祉職員各種スキルアップ研修、研修担当者研修他
- ③岐阜県福祉総合相談センター介護実践者研修、認知症対応研修他
- ④職員の国家資格等の取得奨励
社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修、防火管理者、サービス管理責任者、介護支援専門員実務研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修
- ⑤スクーリング、更新研修等
社会福祉士、精神保健福祉士、介護実務者研修、社会福祉主事 他
- ⑥本会主催 社協職員資質向上研修
ア. 全職員を対象に、資質向上と職員情報交換を図る研修会を開催(年2回)
イ. ハラスメント研修
ウ. アンガーマネジメント研修
エ. 介護保険事業所等職員先進地視察等
- ⑦介護支援専門員専門研修等
- ⑧その他の研修(安全運転管理者講習、社会福祉士指導者研修他)

6. 社協防災対策事業

合計 762,000円

災害時における組織体制や対応の方針を示した「中津川市社会福祉協議会職員災害時行動基本方針」に基づき、具体的対応や備蓄品の整備などについての検討を行うとともに、実践的な防災訓練を行う。

- ①防災対策専門チームによる「防災対策会議」の開催
「災害時業務復旧計画」、「福祉避難所運営マニュアル」、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」の整備、更新
- ②福祉避難所としての体制整備（利用者の安全確保と備蓄品整備などの実施）
災害時備蓄品食糧・飲料水(5箇所分)

福祉避難所用備品（簡易トイレ、暖房器具）
- ③職員防災訓練の実施（年1回）
「中津川市社会福祉協議会災害時行動基本方針」に基づき全職員で災害発生後の対応について実践訓練を実施。
- ④AEDの更新
自動体外式除細動器（AED）のリース(5年間×4式)
- ⑤防災士資格取得の促進
中津川市防災リーダー研修の受講

7. 社会貢献活動推進事業

合計 50,000円

一企業として社会貢献活動推進のために全職員が地域イベントなどでのボランティア参加の企画とその働きかけを行う。

- ①一企業として地域イベントなどに参加し、積極的な社会貢献活動を行う。
やさしいまつり（おいでんさい）、赤い羽根イベント募金やチャリティマレットゴルフ大会などへの参加

2 地域福祉事業

住民主体による地域福祉活動を推進するために「第2期中津川市地域福祉活動計画」を基に住民との協働による企画立案や相談助言を行います。

1. 会費の募集

合計 377,000円

地域福祉活動の財源確保に向けて、地域福祉への理解を深めるための広報を行い、地域住民や法人・事業所に社協会費への協力を依頼する。

- ①会費の使われ方を広報紙、ホームページ等で説明し理解促進を図る。
- ②一般会費募集時に、対象となる地区社協事業紹介を行う。
- ③法人会費募集時に、法人会費で実施した事業の紹介。
- ④法人会費の募集は、企業訪問等を行い、協力への積極的な働きかけを行う。

2. 地域福祉活動計画推進事業

合計 16,000円

地域住民主体の第2期地域福祉活動計画の進捗管理を行う。

- ①地区社協連合会、理事会、評議員会で進捗状況報告と確認を行う。
- ②市健康福祉部との連携会議を通じて、地域福祉計画と歩調を合わせ、計画の推進、進捗管理を行う。

3. 地区社協共通事業

合計 15,201,000円

市内全域で、子どもから高齢者まで誰もが関わる地域福祉活動を実施し、「誰もが住み続けたいと思える地域づくり」をめざす。（15地区社協で実施）各事業内で1つ以上の事業を実施する。

①子育て支援事業

地域における育児支援を目的とした「子育てサロン」や、子どもの健全育成を目的とした「子ども地域ボランティア体験」、地域行事を通じて健全育成を行う「子ども健全育成事業」を、各地区社協で選択して実施する。

子育て支援事業を実施し、地域全体で子育て支援ができる体制づくりをめざす。

②広報啓発事業

地域住民に地区社協事業への理解と協力を得ることを目的に社協ごとに「地区社協だより」を発行する。

住民のみなさんに地区社協活動と社協会費のつながりをより身近に感じていただくために各地区社協で広報を行う。

③高齢者地域交流支援事業

ひとり暮らし高齢者の見守りなどを目的とした会食や配食による「ひとり暮らし高齢者ふれあい食事交流」や地域の高齢者の仲間づくりや閉じこもり予防を目的とした「高齢者ふれあいサロン」を実施する。

高齢者支援事業として、地域全体で高齢者の孤立化防止と生活支援を行うための「高齢者ふれあいサロン」を開催する。

④地区社協基盤強化事業

地域福祉推進員等の役割や社協事業について理解を深めるための研修会を開催する。地域での支え合い活動に重点をおき、日頃の地域福祉推進員活動の強化につなげる。地域福祉推進員研修会の実施。

地域福祉推進員の位置づけの明確化、活動内容の確認を行うことで体制強化を図る。

⑤地域生活あんしん対策事業

子どもや高齢者などが地域で安心して生活できる地域づくりを目的に、地域の関係機関や団体と協働し、要援護者への防犯・見守り活動及び要援護者への防災啓発活動を実施する。

「要援護者への見守り・防犯事業」の実施。

(例：命のバトン、福祉マップ作成、小地域見守り活動等)

「要援護者への防災事業」の実施。

(例：災害ボランティア体験、要援護者向け家具転倒防止の推進等)

⑥歳末事業

歳末時におけるひとり暮らし高齢者の見守りを目的に会食あるいは配食による「ひとり暮らし高齢者歳末ふれあい食事交流会」を実施する。

4. 地区社協サロンモデル事業

合計 90,000円

子育てサロン、高齢者サロン、障がい者サロン等、住民主体で行う地域交流の場の活性化と、新規立ち上げを目的とし、相談・助言、情報提供、助成を実施する。

①4月に広報で広く周知し公募。

②申請、協議、決定、助成、実績報告の流れで実施。

③サロンの開設状況調査や取材等を行い、社協だよりやホームページでの周知を行う。

5. 地区社協自主事業

合計 10,776,000円

地域住民が主体となり、それぞれの地域性や実情に応じて特色ある福祉活動を実施する。地域福祉活動計画に沿った福祉事業を重点的に実施。

①一般会費の50%を地区社協へ還元し、事業実施のための財源とする。

6. 地区社協連合会支援事業

合計 732,000円

第2期地域福祉活動計画の進捗状況の報告や、地区社協の事例発表・意見交換を行い、地域福祉活動のあり方について研修や協議を行う。また、地区社協の活動が、住民主体で円滑に推進できるように連携強化と備品整備などを行う。

- ①会議の開催 年4回
6月、1月…事務連絡、意見交換 9月…役員研修、グループワーク
11月…事業進捗検討会 6月…会議終了後に懇親会を実施
- ②活動計画の検討・見直し。 ③意見交換できる会議の持ち方の検討。
- ④地域福祉担当職員の資質向上。 ⑤役員会への出席、相談、情報提供等で支援を行う。
- ⑥福祉講演会の開催。(年2回、市内2箇所)
- ⑦災害ボランティアセンター備品等、地区社協備品整備。

7. 企業との連携強化事業

合計 8,000円

各種「福祉出前講座」の実施やイベントへの協力により、市内の企業・法人・事業所で働くみなさんに社協活動や地域福祉の理解を深める。

- ①企業向け各種出前講座の実施。
- ②イベントへの協力…やさしいまつり、防災体験フェスティバル、ソーラー武道館などで、高校生等ボランティア養成を兼ねたボランティア派遣等で連携を図る。

8. コミュニケーションスキルアップ事業

合計 67,000円

日常生活や福祉において人間関係の基本となるコミュニケーション能力を身につける研修を行い職場や家庭、地域での人と人のつながりを深める。

- ①職場や家庭でのコミュニケーション能力向上の方法を学ぶ。
- ②市(定住推進課)と連携した結婚相談所登録会員、社協法人会員、一般の働く世代へPRを行う。

9. サロン学習事業

合計 40,000円

地域住民主体の子育て・高齢者サロン運営スタッフ、地区社協役員、地域福祉推進員を対象に「サロン学習会」を開催し、事例発表、情報・意見交換と交流を行い、さらなる地域交流の活性化を目指す。

- ①子育て・高齢者サロンの運営者向け交流会。
地域交流の場を活性化させるために、参加者同士が楽しく交流し、継続的なサロン運営を検討する機会を提供する。

10. 地区社協連合会福祉活動助成事業 **合計 300,000円**

地区社協連合会と協力し、地域福祉活動の推進を図るために助成を行う。

①会議や研修会開催、その他の活動への助言、協議、支援を行う。

11. 区長会連合会福祉活動助成事業 **合計 300,000円**

区長会連合会と協力し、地域福祉活動の推進を図るために助成を行う。

①会費募集への協力について働きかけを行う。

12. 民児協連合会福祉活動助成事業 **合計 300,000円**

民生委員児童委員協議会連合会と協力し、地域福祉活動の推進を図るために助成を行う。

①会費募集への協力について働きかけを行う。

3 共同募金配分事業

共同募金を活用し、福祉ニーズに応じた独自性のある福祉活動や福祉の広報啓発、福祉育成、ボランティア活動の推進を行います。

1. 高齢者福祉活動

合計 318,000円

地域の高齢者を対象とした福祉活動を実施する。

① 広報紙「ふれあい通信」発行事業

ひとり暮らし高齢者などに暮らしに関する情報や福祉サービスなどの情報提供と定期的な見守り活動を目的に情報紙「ふれあい通信」を年6回発行する。

年6回（偶数月）発行。発行部数 3,350部/回。
各地区の民生委員児童委員協議会等の協力を得て対象者に配布する。

② 在宅介護用品貸出事業

車イスの一時的な貸し出しを行う。

各支所の貸出し用車イスの状態確認を行い修理や整備を実施。

2. 障がい児者福祉活動

合計 172,000円

地域の障がい児・者を対象に福祉活動を実施する。

① 点字カレンダー贈呈事業

点字カレンダーを作成し、視覚障がい者等へ贈呈する。

14部作成。（12月実施）

登録ボランティア団体「点訳サークルともしび会」の協力により実施。

② 視覚障がい者外出サポートボランティア活動事業

視覚障がい者の方へ外出サポートボランティアを派遣する。

視覚障がい者外出サポートボランティアとして社協に登録し、公的機関、病院などへの外出時のサポートする視覚障がい者と、サポートボランティアとの連絡調整を行う。

視覚障がい者外出サポートボランティアとして社協に登録し、公的機関、病院などへの外出時のサポートする視覚障がい者と、サポートボランティアとの連絡調整を行う。

③ 障がい者社会参加支援事業

精神障がい者の社会参加と仲間づくりを目的に、サロンなど（月2回程度）を開催する。

ア. わいわいサロンの開催（毎月第2木曜日）

イ. ボランティア派遣（やさしいまつり、障がい児者守る会イベント他）

ウ. 身体障害者福祉協会中津川支部等の当事者団体との連携・協議

④ 障がい者家族懇談会

当会の障がい者就労継続支援事業所の利用者家族を対象とした懇談会を開催し、当事者同士の交流と情報交換を機会を設け、障がい者の自立と社会参加を図る。

当会の障がい者就労継続支援事業所で行う「作業所交流会」で、家族の交流・懇談会等を行い情報交換やニーズ把握の機会とする。（福祉サービス課により実施）

3. 児童・青少年福祉活動

合計 2,010,000円

地域の児童・青少年を対象とした福祉活動を実施する。

①福祉推進校指定事業

福祉活動を通じて児童・生徒の「福祉の心」を育成することを目的に、市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校（46校）を福祉推進校として指定し、助成を行う。
また、事業実施の成果として教頭会での事例発表会、活動事例集を関係団体へ配布を行う。

ア. 福祉推進校への助成

(幼稚園— 20,000円/園、小学校・中学校・高等学校— 50,000円/校)
幼稚園 (10園) 小学校 (19校) 中学校 (12校) 高等学校 (5校)

イ. 福祉推進校研究会年1回。冊子を作成し学校関係・社協役員等に配布。100部作成。

4. 広報啓発活動

合計 2,150,000円

地域住民へ向け、福祉推進のための広報啓発を行う。

①広報紙「社協だより」発行事業

社協事業等福祉活動の広報啓発のため、広報紙「社協だより」（年10回）を市内全戸、法人会員、福祉推進校等に配布する。

「社協だより」の発行。（年10回 28,000部/回）
全世帯、市内企業、学校、公共施設へ配布。

②小冊子「わかりやすい社協」発行事業

社会福祉協議会の組織や役割、事業内容を紹介し、社協活動への理解を深めるための小冊子「わかりやすい社協」を発行する。

小冊子「わかりやすい社協」の発行。（800部）社協役員会、各種研修・講座等で活用。

③インターネット活用事業

社協のホームページを運営し、地域福祉に関する情報をいち早く住民へ提供し、広報啓発を行う。

ア. ブログによる事業報告、情報提供。

イ. フェイスブック等SNSの活用。

ウ. 災害ボランティアセンター開設等、緊急時のホームページ活用の検討・準備。

5. 福祉育成・援助活動

合計 439,000円

地域住民を対象に福祉育成・援助活動を実施する。

①福祉の相談事業

心配ごと相談所を開設し、心配ごと相談員（民生委員等）や法テラスの弁護士が地域住民の悩みごとに対して、相談や助言を行うことで福祉課題解決のための支援を行う。

ア. 「心配ごと相談」・・・健康福祉会館で月2回開催

イ. 「福祉の法律相談窓口」・・・付知総合事務所で月1回開催

②福祉の人材育成事業

福祉出前講座や研修等を行い、地域住民の福祉への意識向上を図る。

6. ボランティア活動推進事業

合計 2,060,000円

地域のボランティア活動推進を目的とした事業を実施する。

①ボランティアコーディネート事業

市内の地域福祉の充実を目指し、支援を受けたい人（ニーズを把握）と、支援したい人（ボランティア）をつなぐ、ボランティアコーディネート事業の充実を図る。

各ボランティア養成事業をコーディネート事業の取り組みとして行い、計画的な事業の開催を図る。

ア. 障がい者サポートボランティア養成事業

イ. 視覚障がい者外出サポート派遣事業

ウ. 登録ボランティアスキルアップ事業
（個人ボランティアのスキルアップを目的とした研修会）

エ. 児童・生徒ボランティア育成事業
（中学生ボランティア体験事業・高校生ボランティア養成事業）

オ. ボランティアコーディネート研修

カ. 福祉教育ボランティア養成講座

ニーズ把握と個人・団体ボランティアの登録、更新、情報提供等に関する体制を見直し、再整備する。

②ボランティア講師紹介事業

福祉ボランティアへの理解を深めることを目的に、福祉ボランティア活動に関する研修や体験を希望する住民や学校企業など関係団体へ講師紹介を行う。また、福祉教育に関する研修会を実施し、さらなる充実を図る。

ア. 高齢者擬似体験、車イス体験、視覚障がい者外出サポート体験、ボランティア体験等に関する講師紹介と派遣を行う。

イ. 広報紙やホームページを活用した広報啓発。

ウ. 法人会員など企業への講師紹介。

エ. 福祉教育に関する研修会を実施し、関係者のスキルアップを図る。

③ボランティア交流事業

ボランティア団体の活動のさらなる充実を目的に、研修や情報交換を行うボランティア交流会、社協登録ボランティア団体代表者会議を開催する。また、「岐阜県ボランティアフェスティバル」に協力する。

- ア. 登録ボランティア団体代表者会議の開催(年1回)
- イ. ボランティア交流会の開催(年1回 定員100人)・・・ボランティア連絡協議会と社協との共催
- ウ. 県社協主催ボランティア研修等参加

④ボランティア研修助成事業

登録ボランティア団体や登録ボランティア連絡協議会が行うスキルアップ研修、講習会などについて助成を行う。

- ア. 登録ボランティア団体研修助成 (12団体へ助成)
- イ. ボランティア連絡協議会活動助成

⑤ボランティア広報啓発事業

福祉ボランティアセンターの役割や登録ボランティア団体などの活動を広く市民に周知することを目的に、福祉イベントに参加し活動紹介を行う。

- ア. 社協本支所の各窓口で使用するパンフレット等の作成。
- イ. ボランティア紹介パネルの更新。
- ウ. 健康福祉まつりでの登録ボランティア団体紹介コーナー設置。
- エ. 登録ボランティア団体の活動促進、個人ボランティア登録の再整備等。

⑥ボランティア活動用貸出機材整備事業

ボランティア団体活動に必要な機材を購入し貸出をすることで継続的な活動の支援をする。

- ボランティア活動用貸出機材を整備し、各ボランティア団体に周知する。

⑦地域災害ボランティア普及事業

各地区での「災害ボランティア体験事業」、「災害ボランティアセンター運営マニュアル実証訓練」等を実施し、災害時における福祉活動を広く周知し、大規模災害に備えて災害ボランティアの育成と、災害ボランティアセンターの運営準備を行う。

ア. 地区社協役員向け出前講座「災害ボランティア体験」の実施

イ. 「災害ボランティアセンター運営マニュアル実証訓練」の実施
ボランティアと社協職員にて、毎年マニュアル実証訓練を行うことにより、マニュアルの見直しと立ち上げ訓練の場とする。

ウ. 実際に緊急時に使える書類や機器の整備
山口地区の災害ボランティアセンター用 発電機・投光器設置
(共同募金メニュー事業配分金を充当)

7. 歳末たすけあい事業

合計 605,000円

年末年始における要援護者支援を目的とした福祉事業を実施する。

①歳末事業援助事業

歳末たすけあい募金配分金を市内福祉施設へ配分し、歳末の行事や利用者の援助を行う。
福祉施設への事業費配分について検討を行う。

②地区社協共通事業（歳末たすけあい配分金事業分） 再掲

歳末たすけあい配分金事業として地区社協を中心とした福祉活動を実施する。

ア. 地域生活あんしん対策事業 44ページ参照

イ. 歳末事業 44ページ参照

4 一県社協・市受託事業

岐阜県社会福祉協議会および中津川市から生活困窮者への相談援助や権利擁護、在宅福祉事業などについて受託することにより、多種多様な福祉ニーズに対応し、重層的な福祉サービスを展開します。

1. 資金貸付事業（県社協受託事業） 合計 2,285,000円

低所得世帯、高齢者、障がい者等の生活支援を目的に資金の貸付を行う。
(総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付)

総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金の貸付に関する相談および申請事務手続き、貸付金の償還指導を行う。

- ①県社協 生活福祉資金貸付事業
- ②県社協 相談体制整備事業

2. 日常生活自立支援事業（県社協受託事業） 合計 480,000円

判断能力に不安のある高齢者や障がい者などを対象に、福祉サービスの利用援助や日常における金銭管理サービスなどを行う。

- ①高齢者や精神・知的障がい者への福祉サービス利用援助と日常生活費の金銭管理の援助や日常生活に関する相談支援。

3. 生活困窮者自立支援事業（市受託事業） 合計 18,790,000円

生活困窮者自立支援法に基づき、さまざまな要因で生活に困窮している方に対し、自立相談支援事業等の支援を行うことで、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。主任相談支援員、相談支援員、就労支援員により専門的な支援を行う。

- ①自立相談支援事業（必須事業）及び就労準備支援事業（任意事業）
家計支援事業（任意事業・今後必須事業になる見込み）を実施。
- ②関係機関と連携した支援調整会議の開催。対象者・・・生活保護に至る前の生活困窮者（低所得、多重債務、引きこもり、ニート、うつ・精神障害、薬物依存、DV虐待、外国籍、派遣切等が要因）
- ③緊急支援用品の整備 緊急食糧支援「フードバンク」の活用。
- ④就労支援応援事業（体験就労支援）の実施。
- ⑤引きこもりの方を対象にしたサロン「バケツの会」、「パソコンカフェ」、「ういず畑」の実施。

4. 生活支援体制整備事業（市受託事業） 合計 11,641,000円

生活支援コーディネーターを配置し、行政が主導で設置する協議体と連携しながら地域における生活支援や介護予防活動等の推進を図る。市内の現状把握・調査・福祉関係者とのネットワーク作り等を重点的に推進する。

- ①生活支援コーディネーターによる生活支援、介護予防活動推進のための人材育成。
- ②市内の現状把握・調査・福祉関係者とのネットワーク作り、協議体の会議の開催。
- ③地域での支え合い活動の担い手養成。

5. ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業） **合計 6,893,000円**

育児や介護をしながらでも安心して働くことのできる環境づくりを目的に、会員登録（利用会員・サポート会員）を行い、地域の相互援助活動の連絡調整を行う。

①サポート会員の加入促進。会員加入の定期的な更新。

②サポート会員向け研修会の開催。（年4回）

③事業内容適正化の検討。

（要介護者の受入検討、サポート会員の年齢制限、サポート会員の任意保険の確認等）

6. 集中型一般高齢者介護予防事業（市受託事業） **合計 30,076,000円**

要介護認定を受けていない在宅高齢者を対象に通所による健康づくりや介護予防、生きがいつくりを行う。通称:あんきなクラブ。坂下、加子母、付知、福岡、蛭川、山口支所で実施。

介護予防、生きがいつくり活動の実施。

坂下（川上）・・・週1回実施	2,214,000円	加子母・・・週3回実施	5,322,000円
付知	・・・週5回実施	福岡・・・週3回実施	5,042,000円
蛭川	・・・週3回実施	山口・・・週1回実施	4,408,000円

7. 福祉センター管理運営事業（市受託事業） **合計 8,538,000円**

落合地域福祉センター、坂下福祉センター、付知福祉センター、蛭川福祉センターの管理運営を行う。

福祉センターの管理運営の実施。多くの地域住民に施設を活用していただくための整備を行う。

本所・・・2,026,000円	坂下・・・2,017,000円
付知・・・2,269,000円	蛭川・・・2,226,000円

8. 在宅介護支援センター事業（市受託事業） **合計 6,815,000円**

在宅の介護者やその家族等からの介護に関する相談に応じて、必要な保健、福祉サービスが受けられるよう連絡調整を行う。高齢者実態把握や介護予防教室、認知症家族の会を実施する。山口支所に設置。

山口在宅介護支援センターの設置・運営。

9. 移送サービス事業（市受託事業） **合計 5,330,000円**

福祉車両による通院の移送を行う。坂下、加子母、福岡、山口支所で実施。

通院のための移送の実施。（原則一月6回）

坂下・・・1,691,000円	加子母・・・1,153,000円
福岡・・・901,000円	山口・・・1,585,000円

10. 配食サービス事業（市受託事業）

合計 5,775,000円

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯を対象に食生活の支援と安否確認を目的に夕食の配達を行う。坂下、加子母、付知、福岡、山口支所で実施。

坂下・・・2,070,000円	加子母・・・969,000円	付知・・・1,664,000円
福岡・・・492,000円	山口・・・580,000円	

11. 地域包括支援センター事業（市受託事業）

合計 35,001,000円

地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。坂下、加子母、付知、福岡、蛭川で実施。

- ①要援護高齢者実態把握
要援護者等の状況を訪問等にて把握し地域の介護ニーズの評価を行う。
- ②介護予防事業
介護予防教室を開催し介護予防に関する知識の普及啓発を行う。
- ③認知症家族の会
認知症高齢者を介護する家族が集う機会を確保し介護者支援を行う。
- ④配食アセスメント
配食利用者の実態調査、利用調整を行う。
- ⑤地域ケア会議
介護支援専門員のケアマネジメント支援、地域の支援。
- ⑥ネットワークの構築、地域課題の把握
生活支援コーディネーター、地域支援担当との連携強化。
- ⑦各種研修会への参加。

5—障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス事業を展開し、地域の障がい者の自立と社会参加のための支援を行います。

1. 障がい者居宅介護事業（障害福祉サービス） 合計 683,000円

付知支所を拠点とし、福岡支所・蛭川支所をサテライト拠点として実施。障害者総合支援法による身体障がい、知的障がい、精神障がい者の訪問介護を行う。

- ①担当者会議の開催。（適宜）
- ②各種研修会への参加。

2. 障がい者就労継続支援事業（障害福祉サービス） 合計 93,299,000円

地域の障がい者に就労や生産活動の機会を提供するとともに一般就労に必要な知識や能力を高め、その能力に応じた社会参加の支援を目的に、障害者総合支援法による「障がい者就労継続支援事業所」の運営を行う。手賀野事業所と坂下事業所を拠点とし加子母・付知・福岡をサテライト事業所とし、計5か所にて市内の障がい者の就労支援を行う。

- ①障がい者就労支援事業所つけちの移転整備の推進。
- ②障がい者生活介護事業との一体的な事業所運営。
- ③利用者の就労メニューと賃金アップのための検討。
- ④担当者会議の実施。（毎月）
- ⑤作業所交流会の開催。（年1回）
- ⑥事業所の適正化。
（各事業所の定員・事業形態・サテライト事業所の編成等の検討）
- ⑦サービス管理者の養成 ⑧各種研修会への参加。
- ⑨障がい者就労支援事業所てがの 土地活用協議

坂下…23,840,000円	加子母…12,082,000円	付知…10,769,000円
福岡…19,934,000円	てがの…26,674,000円	

3. 障がい者相談支援事業（障害福祉サービス） 合計 5,222,000円

障がい者やその家族が地域で安心して快適な生活を送るために、日常生活や社会生活などの様々な相談援助や情報提供、障害福祉サービス等利用支援を行うことを目的に、障害者総合支援法による「指定特定相談支援事業所」の運営を行う。市内の障がい者施設担当者などとの連絡会を定期的に行い、情報を共有し、関係者間の連携会議を行う。

- ①サービス利用支援、継続サービス利用支援。
- ②利用者のニーズ把握と必要なサービスの精査。

6 一介護保険事業

利用者の求めるサービスを把握し、認知症や介護予防など地域包括ケアシステムを見据えた事業を展開する。

1. 通所介護事業（介護保険事業）

合計 414,146,000円

通所により、入浴、食事、レクリエーションなどの日中の介護や生きがいづくりを行う通所介護事業所（デイサービスセンター）を運営する。坂下、川上、加子母、付知、福岡、蛭川、山口に事業所を設置。加子母事業所ではお泊りデイサービスを行う。

- ①先進地研修での学びを活用し、特色あるサービス提供を行う。
- ②管理者会議、各担当会議の開催。（適宜）
- ③各種研修会への参加。

坂下…	54,007,000円	川上…	30,840,000円	加子母…	89,943,000円
付知…	70,250,000円	福岡…	39,796,000円	蛭川…	57,654,000円
山口…	71,656,000円				

2. 訪問介護事業（介護保険事業）

合計 32,345,000円

付知支所を拠点とし、福岡支所・蛭川支所をサテライト拠点として実施。訪問介護員（ホームヘルパー）が、高齢者宅で食事、入浴、排せつの介助や家事、生活上の援助を行う。

- ①担当会議の開催。（適宜） ②管理者研修（経営）
- ③各種研修会への参加。
- ④制度外サービスの連携による実施。

3. 短期入所生活介護事業（介護保険事業） （基準該当サービス）

合計 47,932,000円

短期間入所して、入浴、排泄、食事等の介護を行い、介護者の負担軽減等を図ることを目的に短期入所生活介護（ショートステイ）事業所を運営する。蛭川に事業所を設置。

- ①管理者会議の開催。（適宜） ②各種研修会への参加。
- ③職員確保の検討。 ④事業所の効率化。

7—公益事業

地域の公益的活動の視点を持ちながら、地域包括支援をめざした事業展開を行います。

1. 訪問看護ステーション事業（介護保険事業） 合計 17,028,000円

疾患等を抱えている人について、主治医の指示書のもとに看護師が訪問し、療養上の世話や診療の補佐を行う。福岡に事業所を設置。各研修会への参加。

- ①各種研修会への参加。 ②介護保険ソフト勉強会の開催。

2. 居宅介護支援事業（介護保険事業） 合計 177,118,000円

介護（介護予防）サービスを利用するための「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」の作成と各介護サービス事業所等との連絡調整を行う。本所、坂下、加子母、付知、福岡、蛭川、山口に7事業所を設置。また、介護予防については市からの受託事業。

- ①管理者会議の開催。（適宜） ②各種研修会への参加。 ③介護保険ソフト勉強会の開催。

- ④記録方法等の統一と事務の効率化。 ⑦職員配置の適正化の検討。

本所・・・38,417,000円 坂下・・・26,741,000円 加子母・・・12,963,000円
付知・・・28,898,000円 福岡・・・36,973,000円 蛭川・・・21,112,000円
山口・・・12,014,000円

3. 介護タクシー事業 合計 265,000円

要介護者、要支援者、障がい者等一人では移動や公共交通機関の利用が困難な方が病院等の移送手段の確保のためタクシー事業を行う。山口支所で実施。

8—収益事業

収益を目的とした事業を展開することで、自主財源を確保し、その収益金を地域の社会福祉事業に還元します。

1. 婚礼衣装貸出事業 合計 13,116,000円

ウェディングドレス等婚礼衣装の貸出しを行い、その収益を活用し、地域福祉事業の充実に努める。福岡に事業所を設置。

- ①ホームページやタウン誌などを活用したPR活動の実施。

- ②定期的な貸出衣装の入れ替え及び収納・保管の実施。

- ③各種研修への参加。